

## 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A

No	区分	質問	回答	備考
1	障害者の範囲の見直し	<p>インタフェース仕様書(共通編)のコード一覧(14ページ)の項番5障害区分コードに「05:難病等対象者」が追加されたが、身体障害者で難病の場合、「01:身体障害者」、または「05:難病等対象者」のどちらを設定すればよいのか。</p>	<p>主たる障害種別を設定する。 なお、統計については、設定された障害種別に応じて集計されることとなる。</p>	<p>システム担当者説明会資料 (平成25年3月4日開催)</p>
2	その他	<p>インタフェース仕様書(市町村編)の受給者異動連絡票情報(支給決定情報)(18-1ページ)の※4に「なお、開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。」が追記されたが、受給者異動連絡票情報(基本情報)の計画相談支援情報に有効期間(開始年月日及び終了年月日)を設定する項目があるが、そちらには記載がない。 基本情報と支給決定情報では、年月日の設定の考え方が異なるのか。</p>	<p>インタフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。 受給者異動連絡票情報(基本情報)においても、同様の取扱いとなる。</p>	<p>システム担当者説明会資料 (平成25年3月4日開催)</p>
3	その他	<p>インタフェース仕様書(都道府県編)事業所異動連絡票情報(サービスイタ情報)等において、「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の有無」が追記されているが、現在の報酬告示には都道府県知事への届け出が必要とは記載されていない。 平成25年4月より届け出が必要となるのか。</p>	<p>移行準備支援体制加算(Ⅱ)については、平成25年4月以降も届け出の必要はない。インタフェース仕様書の記載誤り。正しくは、別添1のとおりである。 なお、平成25年3月4日開催「障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会」資料の12ページに記載されている「PB31」及び「PU17」の点検については、システムでは行われなかったため、これまでどおり市町村審査で確認いただきたい。</p>	<p>新規</p>